家庭用パソコン

使用済み家庭用パソコンを処分する場合は、メーカーに回収を依頼してください。

●回収対象機器

デスクトップ
パソコン本体

CRTディスプレイ

液晶式ディスプレイ

ノートブックパソコン

CRTディスプレイ
一体型パソコン

液晶式ディスプレイ
一体型パソコン

※キーボード、マウス、ケーブル、スピーカーなど、製品に同梱されていた付属装置はパソコンと一緒に排出される場合は回収されます。なお、取扱説明書などの紙類及びCD-ROM等の媒体は含みません。

●メーカーなどへの引き渡し方法

① 電話やホームページなどでメーカーに回収の申し込みを行います。

※回収するメーカーがないパソコン（自作パソコン、倒産したメーカーなど）は、パソコン３Ｒ推進協会のホームページ（下記参照）から申し込んでください。

② ＰＣリサイクルマークがついている製品の場合

メーカーから「エコゆうパック伝票」が送られてきます。

※ＰＣリサイクルマークが貼付されているものは、リサイクル料金が購入時に支払われているため、新たな料金負担はありません。

ＰＣリサイクルマークがついていない製品の場合

メーカーから送付された振込用紙で「再資源化料金」を振り込む。
メーカーから「エコゆうパック伝票」が送られてきます。

③ パソコンを梱包し、メーカーから送付された「エコゆうパック伝票」を添付します。

④ 郵便局の窓口に持ち込むか、戸別出荷を依頼します。

【製造メーカーがわからない場合の問合せ先】

一般社団法人
パソコン3R推進協会　☎03-5282-7685　http:// www.pc3r.jp/

パソコン本体は市の小型家電回収場所でも出すことができます。（無料）
回収場所など、詳しくは15ページをご覧ください。

家電リサイクル法対象品目

エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法に基づいた処分が必要となります。

●家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）とは？

不用となった家電対象品目の適正な処理と、資源としての有効利用を図るための法律です。消費者がリサイクルと収集運搬の費用を負担すること、販売店が使用済み製品を引き取ること、メーカーがリサイクルすることなどがそれぞれ義務付けられています。

●リサイクル料金の例（H26年４月現在）

種　　類	料　　金
●エアコン	1,620円（税込）
●テレビ（小15V型以下）	1,836円（税込）
●テレビ（大16V型以上）	2,916円（税込）
●冷蔵庫・冷凍庫（小170ℓ以下）	3,888円（税込）
●冷蔵庫・冷凍庫（大171ℓ以上）	4,968円（税込）
●洗濯機・衣類乾燥機	2,592円（税込）

（注）リサイクル料金は製品のメーカーや大きさによって異なる場合があります。

●処分方法

指定引取場所	所在地	電　話
①上越マテリアル㈱	上越市下名柄1618-1	025-539-1008
②日本通運㈱高田支店	上越市黒井2676-1	025-543-3496

①郵便局で、リサイクル料金を振込みにより支払う（振込手数料がかかります）
②上越市一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼する（収集運搬料金がかかります）
許可業者は上越市のホームページから確認できます。詳しくは、生活環境課へお問い合わせください。

【家電リサイクル券システムに関する問合せ先】

家電リサイクル券センター
☎0120-319640
http://www.rkc.aeha.or.jp/

オートバイのリサイクル
（二輪車リサイクルシステム）

バイクメーカー等が実施している「二輪車リサイクルシステム」で処分してください。

持込先　メーカーが設定する「指定引取場所」又は「廃棄二輪車取扱店」

上越市内の指定引取場所	上越マテリアル㈱	上越市下名柄1618-1 ☎025-539-1008

リサイクル料金　車両本体定価に含まれています。（廃棄時無料）
※「廃棄二輪車取扱店」に持込んだ場合、「指定取引場所」までの収集・運搬料金がかかります。

【二輪車リサイクルシステムに関する問合せ先】

二輪車リサイクルコールセンター　☎050-3000-0727
http://www.jarc.or.jp/motorcycle/

消火器の処分方法

消火器の処分は、（一社）日本消火器工業会が地域の販売代理店等と協力して行っています。処分には消火器リサイクルシール代及び運搬、保管費用が必要となります。詳しくは、下記のホームページでご確認いただくか、市役所生活環境課へお問い合わせください。

◆消火器は郵送でも回収できます。
※必ず、事前に電話又はインターネットでの申し込みが必要です。
申込先　ゆうパック専用コールセンター／TEL 0120-822-306／ホームページ　http://www.ferecycle.jp/

【消火器リサイクルに関する問合せ先】

㈱消火器リサイクル推進センター
☎03-5829-6773　http://www.ferpc.jp/

廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください！

◆トラック型回収、空き地型回収、チラシ配布型回収のような不用品回収業者は廃棄物の回収を無許可で営業しているものがほとんどです。ご家庭のごみなど一般廃棄物を回収するには、市の「一般廃棄物収集運搬業許可」が必要です。産業廃棄物収集運搬業の許可や古物商の許可では回収できません。産業廃棄物処理業の許可は、工場や企業の廃棄物を処理するための許可です。古物商の許可は、中古品などの売買を行うための許可です。

◆高額な処理料金を請求された事例や不法投棄など不適正に処理された事例もあります。

◆廃家電や粗大ごみなどの廃棄物は、ルールに従い適切に処分してください。

野焼きは法律で禁止されています

廃棄物の野外焼却（いわゆる野焼き）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下､｢廃棄物処理法」という。）で、原則禁止とされています。野焼きは、健康へ深刻な影響をもたらすとされているダイオキシン類の発生につながるだけではなく､火災の発生や煙害など､地域の皆さんにも迷惑がかかることとなります。

また、ドラム缶焼却や地面に穴を掘っての焼却、違法な焼却炉などによる焼却行為も野焼きと同様に廃棄物処理法で禁止されています。

例外として野外焼却が認められるもの

●国、地方公共団体が施設管理のために行う焼却
●災害予防、応急対策または復旧のために必要な焼却
●風俗習慣上または宗教上の行事のための焼却
（どんと焼きなどの行事において不要になった門松やしめ縄などの焼却）
●農林漁業のためのやむを得ない廃棄物の焼却
（害虫駆除、魚網に付着した海産物の焼却など）
●日常生活を営む上での通常行われる軽微な焼却
（たき火、キャンプファイヤーなど）

◆例外として認められているものを含め、野外焼却等を行う場合には、消防署への届け出が必要となる場合があります。詳しくは、最寄りの消防署等へご確認をお願いします。

注意 生活環境保全上の観点から行政指導などを行う場合があります。

野外焼却（野焼き行為）禁止の例外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情等がある場合は行政指導の対象となります。

不法投棄は犯罪です

不法投棄は絶対に許しません！

不法投棄とは

みだりに（正当な理由なく）廃棄物を捨てることを不法投棄といいます。

自分の土地に捨てたり、穴を掘って埋めたりすることも不法投棄にあたります。

不法投棄は、人目につきにくい夜間や早朝に、山間部や河川敷、または休耕田などで行われることが多いです。

周囲の目が抑止につながります

家庭ごみのポイ捨ても含め、｢不法投棄は許さない監視の目｣が不法投棄の抑止につながります。

不法投棄がもたらす問題

・自然環境や地域の景観を損ないます。
・将来にわたって、地下水汚染や悪臭などの環境問題を発生させるおそれがあります。
・現状回復には、多大な費用がかかります。

不法投棄、野外焼却については、廃棄物処理法により罰則が規定されています。

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科（第25条第1項第15号）
法人の場合は3億円以下の罰金（法人重課　第32条第1号）

指定袋等の購入方法
ごみ処理手数料の減免制度

●指定袋等の購入方法

指定袋や指定シールは、取扱店であることを示すステッカーを掲示したスーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストアなどで購入してください。

●ごみ処理手数料の減免制度

市では減免制度を設けており、対象者へ指定袋等を配布するほか、庭木の剪定枝や美化活動で回収されたごみについても減免します。

<table>
<tr><th colspan="2">減免の対象</th><th>手続きなど</th><th>支給方法</th></tr>
<tr><td colspan="2">生活保護世帯
生活保護を受けている世帯</td><td>手続きは不要です。</td><td>対象世帯に直接配布します。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">紙おむつの長期使用者</td><td>３歳未満児
３歳未満児の方（世帯）</td><td>出生、転入の手続きの際、あわせて手続きしてください。里帰り出産などで、長期滞在する場合は、生活環境課へ手続き方法をお問い合わせください。</td><td rowspan="5">引換券を交付しますので、指定袋等取扱店で燃やせるごみ指定袋と交換してください。</td></tr>
<tr><td>身体障害(児)者
身体障害者手帳の交付を受けている人で紙おむつを使用している人（世帯）</td><td>印鑑、身体障害者手帳、紙おむつの使用が確認できる書類（領収書等）をご持参の上、生活環境課又は、福祉課窓口にて手続きをしてください。
なお、脳原性運動機能障害などの障害により市の福祉サービスで紙おむつの給付を受けている方は手続きは不要です。</td></tr>
<tr><td>知的障害(児)者
療育手帳の交付を受けている人で、紙おむつを使用している人（世帯）</td><td>印鑑、療育手帳、紙おむつの使用が確認できる書類（領収書等）をご持参の上、生活環境課又は福祉課窓口にて手続きをしてください。</td></tr>
<tr><td>高　齢　者
概ね65歳以上の寝たきりや認知症などの理由により、市の高齢者福祉サービスで紙おむつの給付を受けている方（世帯）</td><td>手続きは不要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">腹膜透析治療受療者
在宅で腹膜透析治療を受けている人（世帯）</td><td>印鑑、腹膜透析治療を受けていることが確認できる書類（診療明細等）をご持参の上、生活環境課又は福祉課窓口にて手続きをしてください。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>庭木の剪定枝
（全世帯）

※事業者は対象外</td><td>手続きは不要です。
長さ40cm以下にして、指定袋を使用せずに、透明か半透明の袋に入れ、その袋に「枝木」と書いて燃やせるごみの収集日に出してください。
小枝も同様に、透明か半透明の袋に入れ、その袋に「枝木」と書いて、燃やせるごみの収集日に出してください。
なお、クリーンセンターに直接、剪定枝を持ち込んでも無料となります。大きさの制限は長さ3m以下、太さ10cm以下です。</td><td>――</td></tr>
<tr><td>落　ち　葉
（全世帯）
※事業者は対象外</td><td>手続きは不要です。
透明か半透明の袋に入れ、その袋に「落ち葉」と書いて、燃やせるごみの収集日に出してください。
また、クリーンセンターに直接持ち込んでも無料となります。</td><td>――</td></tr>
<tr><td>町内会等の団体や個人での美化活動で回収されたごみ</td><td>美化活動用の袋を配付しています。
＜町内会で実施する場合＞
各町内会に対して、毎年３月頃照会しますので、必要数をお知らせください。

＜ボランティア団体や個人で実施する場合＞
生活環境課又は各総合事務所市民生活・福祉グループの窓口で手続きをしてください。</td><td>＜町内会で実施する場合＞
従来どおり、町内会長あての連絡便や町内会長宅への直接送付のほか、生活環境課又は各総合事務所市民生活･福祉グループの窓口で直接配布します。
＜ボランティア団体や個人で実施する場合＞
生活環境課又は各総合事務所市民生活･福祉グループの窓口で直接配布します。</td></tr>
</table>

在宅医療廃棄物の処分方法

在宅医療により家庭から排出される医療廃棄物のうち、注射針や注射器などの感染性や危険性を有するものは、医療機関や一部の薬局で引き取りしています。町内会の集積所には出せませんので以下の方法により処分してください。

<table>
<tr><th>種　別</th><th>品　目</th><th colspan="2">処　分　方　法</th></tr>
<tr><td>収集しないもの
（感染性・危険性を有しているもの）</td><td>注射針、注射器
（注射針と筒が一体となったもの）</td><td colspan="2">・医療機関による処理
主治医に相談の上、医療機関にお持ちください。
・薬局による処理
薬局に相談の上、購入した薬局にお持ちください。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">収集するもの
（感染性・危険性を有していないもの）</td><td>注射筒（針以外の部分）、チューブ・カテーテル類、輸液・腹膜透析・人工肛門等のビニールバッグ類（汚物等は取り除いてください）。
薬、ガーゼ、脱脂綿、紙おむつ</td><td colspan="2">・衛生上の観点から、「燃やせるごみ」に出してください。
※針がついたものや感染性の危険があるものは、主治医に相談の上、医療機関にお持ちください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">薬の外袋、梱包材、容器</td><td>プラスチック製のもの</td><td>「容器包装（プラスチック製）」に出してください。</td></tr>
<tr><td>紙製のもの</td><td>「容器包装（紙製）」に出してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">薬の缶・びん</td><td>飲み薬の缶・びん</td><td>「缶」・「びん」に出してください。</td></tr>
<tr><td>飲み薬以外の缶・びん</td><td>「燃やせないごみ」に出してください。</td></tr>
</table>